

対象者を拡充しました！
町外在住者も申請できます！

入善町介護職員 就労定着支援金



介護職として1年以上働いた方を支援します。

町内の介護施設の職員確保と離職防止を図るため、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員初任者研修修了者として介護施設に就労し勤続1年経過した方、または、介護施設で働きながら介護職員初任者研修を修了し、修了日の翌日から勤続1年経過した方に、支援金を交付します。

【対象となる方】

次の①～④のすべてに該当する方

- ①介護従事者として介護サービス事業所の運営する事業者 directly 雇用される方で、社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない職員
- ②平成30年4月1日以降、介護保険法第8条に規定する居宅サービスまたは、地域密着型サービス、施設サービスのいずれかの町内の指定事業所に新規に就労した方（町内の介護サービス事業所を退職し、再就職した方であって、退職から3年以上経過している人を含む）
- ③市町村税の滞納がない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - ア. 介護サービス事業所に就労した時点において、介護福祉士又は、実務者研修修了者又は、介護職員初任者研修修了者であって、介護サービス事業所に就労した日から起算して勤続1年を経過した方
 - イ. 介護サービス事業所に就労している方であって、介護職員初任者研修を修了し、研修修了日の翌日から起算して勤続1年を経過した方

【支援金額】 10万円 (※)

(※) 交付の決定の日から起算して1年以内に、申請時の介護サービス事業所を退職又は転勤により町内の介護サービス事業所で勤務しなくなったときは、支援金の返還の必要があります。

【申請期限】 交付対象の要件を満たした日から6ヵ月以内

【手続き】 入善町介護職員就労定着支援金交付申請書兼請求書に下記の書類を添付の上、ご提出ください。

- 資格を証明できる書類の写し
介護福祉士…厚生労働大臣が指定した指定登録機関発行の介護福祉士登録証の写し
実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者…修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- 就労証明書
- 労働条件通知書及び雇用契約書の写し
- 完納証明書（納税証明書）または非課税証明書

詳しくは、下記の電話またはQRコードから
お問合せください。

入善町 保険福祉課 高齢福祉係

☎ 0765-72-1845(直通)



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。